

伊曾保物語における位相の問題： 国字本と天草本との比較

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 深井, 一郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/23256

伊曾保物語における位相の問題

— 国字本と天草本との比較 —

深 井 一 郎

はじめに

イソップの寓話集が、わが国において翻訳出版されたのには大きくいって二つの時期がある。第一は、文禄2年(1593)天草イエズス会刊のローマ字本および、慶長・元和・寛永・萬治年間の約60年間に出版された古活字・整版本の時期である。第二は、明治5年(1872)の「通俗伊蘇普物語」(渡辺温訳)^{註2}から明治40年(1907)の「新譯伊蘇普物語」(上田萬年解説)^{註3}などに至る時期である。

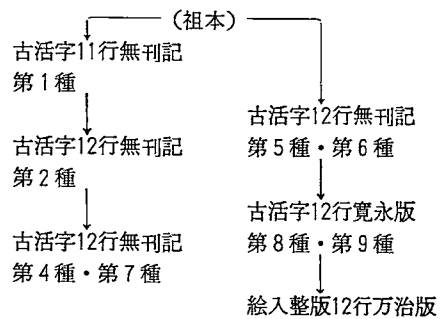
この小論では、第一の時期に資料を限定して考察を進めたい。第二の時期の問題に関しては稿を改めて研究する予定である。ところで、まず、第一期の資料について述べておきたい。

国字本と天草本

国字本伊曾保物語の諸本については、すでに「朝日・日本古典全書 吉利支丹文学集下」の解説において、中川芳雄氏の調査報告を引用した上でさらに終源一氏の見解が述べられ、これを引ついで、「岩波・日本古典文学大系 仮名草子集」の解説において、森田武氏がその後の調査結果を付け加えておられる。今後なお新資料の世に出ることは皆無ではなからうが、おおむね諸本の性格・系統が急変することは無からうと考えられる。いま、その大要をまとめて見れば、次のようになるであろう。

現存刊本は、古活字本が9種類22本、整版本が2種類数本である。(内、2種類2本は焼失、零本が5種類5本、ために第3・4種は全容不明)活字本8・9種は寛永16年の刊記を有し

他は無刊記である。整版本には萬治2年刊記と無刊記の二種があり、ともに絵入である。系統は、無刊記古活字十一行本が現存最古のものと考えられ、これから第2種・第4・7種が生れたと見られる。一方、同じ無刊記古活字十二行本第5種は、やや本文を異にし、これから第6種および寛永刊記8・9種が生れたと見られる。万治刊絵入整版本2種は、この寛永刊記2本と所収の絵を除けば殆ど一致する。さらに森田氏は、この二系統はともに同一の祖本から生れたと推定しておられる。確かな資料の発掘をまたなければ断定は困難であるが、おおむね妥当な推論である。これを図示すれば次のとおりである。



諸本のうち古活字本は9種類22本現存しており種類の上からみれば、整版の5倍に近い。しかしながら、当時実際に印行された部数として考えるならば、古活字本よりは整版本の方が多数にのぼったであろうと考えられる。いま小論では、もっとも流布したものとして、万治二年絵入整版本を使用することとした。なお、とりあげた説話や単語について、最古の古活字11行本との間に異同があり必要と考えるものについ

* 昭和51年9月14日受理

ては、そのつど記すこととした。

天草本伊曾保物語は、文禄2年(1593)天草のイエズス会のコレジヨから、ローマ字で出版されたものであり、「平家物語」および「金句集」と合冊して出版され、現在世界でただ一部ロンドンのブリチッシュ・ミュージアムに蔵せられているもののみが知られている。原題名はEsopono Fabulasであり、合冊のうち409頁から506頁に至る97頁を占めている。わが国での紹介は、明治1・2年その一部が「遠近新聞」「中外新聞」に翻字掲載されたのが最初である。のち、新村出氏が明治43年「芸文」誌上に発表され、翌明治44年「文禄舊譯伊曾保物語」と題して公刊された。さらに昭和3年「(文禄舊譯)天草本伊曾保物語」として多くの解説・附録を附し、文庫本としても「天草本伊曾保物語」と題して昭和14年、同氏の手によって世に出されている。今次大戦後にも「日本古典全書 吉利支丹文学集下」(昭和35年)に柘源一氏の周到な解説を附して出版され、昭和38年には京都大学文学部国語学国文学研究室から「文禄二年耶蘇会版伊曾保物語」と題し、柘源一氏の解説を附し、総索引とともに出版された。これらすべてはその原本はただ一つであり、翻字にはそれぞれの研究が反映されている。本書の序に「読誦の人へ対して書す」として、

惣じて人は實もなき戯れ言には耳を傾け、眞實の教化をば聞くに退屈するによって、耳近きことを集め、この物語を板に刻むこと、喩へば樹木を愛するに異ならず。その故は植木には益なき枝葉多しといへども、そのなかに良き實あるをもつて枝葉を無用と思はぬが如くなり。かるが故にスペリヨレスの仰せをもつてこの物語をラチンより日本の言葉に和らげ、いろいろのせんざくの後、板に開かるるなり。これ誠に日本の言葉稽古の為に便りとなるのみならず、善き道を人に教へ語る便りともなるべきものなり。

と記されているように、外人宣教師の日本語教科書として用いられるとともに、日本人に対し

ても興味ある喩話として倫理的教訓を与えるものとして選ばれたことがうかがえる。小論では「文禄二年耶蘇会版伊曾保物語」の翻字本文を使用し、適宜「日本古典全書 吉利支丹文学集下」の翻字本文を参照した。

国字本と天草本との比較研究については、すでにいくつかの成果が見られる。^{#7}いま、直接両本の比較検討に入る前に、ポルトガル生れの日本耶蘇会士通事件天連 Ioão Rodriguez (1561~1634)の著した「日本文典 (Arte da Lingoa de Iapam)」^{#8}(長崎学林1604~8 慶長9~13年刊)について触れよう。この書は多くの日本文献を例文として引用しているが、そのうち「Esoponomonog・Esopomonog・Esopo.」の註記を附して引用されているものが80例の多きにのぼる。これら例文中、約60例は口語文体で微小の差はあるが、これらは天草本の文章と一致する。おそらくは口訳された天草本からの引用例文と見て差支えないであろう。他に24例の文語文体の例文を載せている。これを国字本・天草本の両本と対比してみると、次の四種の性格が見られる。

- 1) 天草本には該当文がなく、国字本に一致あるいは近似するもの — 7例
- 2) 対応する文章は天草本・国字本両者に存するが、国字本に近似するもの — 10例
- 3) 対応する文章は天草本・国字本両者に存するが、天草本に近いもの — 2例
- 4) 国字本には該当文がなく、天草本に一致あるいは近似するもの — 5例

以上からみるに、「日本大文典」所載のイソホ物語出典の文語体文章24例は、すべて天草本・国字本と一致または近似するものである。これによって考えられることは、現在にまで伝えられた文語文体の国字本のほかに、別種の文語訳本があって、天草本はその文語訳を改めて口語訳にしたものであろうということである。^{#10}キリシタンのもたらした原典から、文語訳と口語訳とが同時にできたと考えるよりも、現在の天草本(口語文体)と国字本(文語文体)との共

ソボが作り物語の抜き書」以降に記される70話がそれである。両本における話の異同は次の如くである。

- ①国字本にあって天草本にない話(計 39話)
中巻第15・17・19・29・31・35・37・39・40話、下巻第2～5・7・9～13・15～34話。
- ②天草本にあって国字本にない話(計 45話)
上巻14番目「狼と豚の事」と、下巻26番目から70番目までのうち55番目「狐と野牛の事」を除くすべての話。
- ③両本に共通する話 (計 25話)
中巻第11～14・16・18・20～28・30・32～34・36・38、下巻第1・6・8・14話。これは天草本にあっては、上巻後半のうち、第14番目を除くすべてと、下巻55番目の話と一致する。配列の順序も同一である。

両本において、前半部が極めて類似し、後半部がいちじるしく異なっていることは、顕著な性質と考えられる。

位相について

『位相』について「国語学辞典」は次のように規定している。「ことばの位相というのは、ことばが種々な事由によって異なったすがたを生じている現象である。元来、原始的な社会では単一なことばが用いられていたに違いないが、社会が複雑に分化するに従って、それらの社会に独特のことばができ、その社会に属するものは、そのことばを使って生活するのであるが、それらのことばを他の社会のことばと比較すると、違ったすがたをしている。これがいわゆる位相である。」この規定は一般に首肯されているようであるが、言語社会の多様化に伴って各種の言語が生まれ、その有様の違いを位相とみるという一面的な見方に立っているようである。

早く菊沢季生氏^{注14}は「国語を支配する所の国民の言語社会は、必ずしも一定の姿を持ってゐるものではなく、様々な様相を以てあらはれて来

るものでありまして、その様相の異なる毎にそれに支配されてゐる言語もまた様相を異にするものであります。……言語は社会が位相を異にする毎にその位相を異にし、国語学者は、この様に国語が位相を異にする毎にこれを研究する必要があるといふ事になる訳であります。」と位相論を提唱し、ついで「言語社会を背景としてその位相の相違を考察する場合(様相論)と、音声言語か文字言語か等の表現様式の相違を背景とする位相の相違を考察すべき場合(様式論)とに二分せられるのであります」と論究し、「様相論」について(a)社会的・心理的——階級方言・特殊語(b)地域的——地域方言(c)生理発達の——児童語の三種をあげ、その各項について詳説している。部分的には、「新奇を喜ぶ流行心理は、却ってこの反対に出て、伝統的な旧来の国語よりは、新来の外国語を喜ぶものでありまして」といった追究も見られるが、主として採り上げられるものは、忌詞・学者語・廓言葉・女房詞・武士詞・隠語など、特殊な閉鎖社会内部に孤立的に使用された、いわゆる特殊語が多い。以来、この特殊語を「位相語」として語彙の分野で附屬的に扱うのが一般となったようである。

橋本進吉氏^{注15}は、位相という語は用いてはいないが、これに関するものとして、次のように述べている。「かやうに言語は社会的なものであるから、社会がちがへば言語が違ふのは当然であって、従って、土地により又社会の階級によって違ふのみならず、男と女、子供と老年のやうに同一社会の中にあつても、その生活を異にする人々の言語が互に同じくない事も自然である。……以上のやうな言語の相違は、個人の属する社会の相違に應ずるものであつて、同一人がその属する社会以外の他の言語を用ゐる事は特別の場合の外は無いのである。ただ用途を異にする諸種の言語だけは、同一人であつても之を併用するが、しかも、之を如何なる場合に用ゐるかは、その社会に於て一般的にきまつてゐるのであつて、その当然の用途以外に之を用ゐる

れば、他の人々に奇異の感を懐かしめるのである。それ故、国語の研究に於ては、その中の各種の言語について、それが如何なる人々によって用ゐられるか、又いかなる場合に用ゐられるかを明かにしなければならぬ。」言語が社会的制度の一つであるとする氏の論からすれば当然の論述であろうが、「用途を異にする諸種の言語だけは、同一人であっても之を併用する」場合の具体的な説明がないので、推測するしかないが、或は、時枝誠記氏が言う「学生が長上¹⁶に対して学生仲間の言語を使用することが許されないのは、その時学生は学生としてではなく、子弟として、後輩としての立場の規定を受けるからである。」という言語活動と等質のものではなからうかと考える。とするならば、同例を基礎に「言語の社会性といふことは、特殊なる社会層や階級層に存在してゐる言語ではなくして、場面や素材に対する主体の身分的階級的意識の表現であると見る」時枝説を含みつつその意識を支える社会的規範性の中に、「位相」の本質を考えるべきではなからうか。「それが如何なる人々によって用ゐられるか、又いかなる場合に用ゐられるか」を明らかにすることがとりもなおさず「位相」を明らかにすることであろうと考えるのである。社会的制約(法則性)を志向しつつ、つねに具体的には言語主体(ある場合には言語作品)が、いかなる階層・職業・年令・性別・地域等に属し、いかなる言語意識(文語と口語、談話と講演など)に基礎をおきつつ用ゐるのかを考え、個々具体の相を明らかにすることを通じて、可能なかぎりの法則性を追究するのが「位相」の問題であろうと考えるのである。

最近、位相の問題を二分して考える考え方が見られる。築島裕¹⁷氏は、「位相論でいう言語社会は、種々の観点から分類され得る。この分け方の規準には、特定の個人が二つ以上の部類に属し得ないような分け方(イ)と、特定の個人が二つ以上の部類に属し得るような分け方(ロ)とがある。」とし、(イ)には地域の相違・性

別の相違・年令の相違・職業の相違・階級の相違をあげ、(ロ)には書きことばと話しことば・書きことばの中で口語体と文語体、デス体デアル体、普通文候文など・話しことばの中で日常会話、講演、講義など・話す相手による敬語の使い分け・学術など特殊な専門語をあげている。前述の橋本説の発展と見ることができよう。佐伯梅友氏は、¹⁸「位相には話し手、書き手といった表現主体のいかんによる場合と、表現様式のいかんによる場合とがある。」とし、表現主体にかかわるものとしては、性別・年令差・職業階級の別をあげ、表現様式にかかわるものとして、話しことばと書きことば・口語文と文語文・漢文・宣命書き・和文・候文・普通文などをあげている。菊沢説に時枝説を加味しながら整理したものと言えよう。

以上、位相についての諸説を見てきたのであるが、まだこの問題に対する本質的な把握と研究は進んでいないと言わざるを得ない。人間社会に内包される特殊な社会の閉鎖的な言語を採りあげ、語彙研究の一部に位置せしめるか、或はさまざまに現われる文章の種類を単に客観的な存在として羅列して文体論に代替せしめていくに過ぎないのが現状ではなからうか。言語が種々の姿態を取って表出される原因を体系的法則的に把えるのが「位相」の研究であり、いかなる人によって、いかなる場合に用ゐられるかを明らかにするものであるという基本的な観点とは、いまだに遠く隔るものと言わざるを得ない。

いま改めて、この基本的な観点に立つならば言語のもつ音韻・語彙・語法など、あらゆる部門が、その言語の諸相について、この観点から検討を加えることが必須条件となるであろう。菊沢氏もすでにこの事を指摘した上で、しかしもっとも端的にそれは語彙部門に現われると述べている。特徴的な言語現象として、位相が語彙の分野に顕著であるという点は当然である。一つの社会を存続させる絆としての言語は、その内的法則性を最も強く音韻の分野に持ち、つ

いで語法の面に存在する。語彙の分野は、言語に内在する法則性の弱いことを特色とする。それ故に、社会内部により小さな閉鎖的社会の存在を許し、また一方、個々の言語主体の作意をも許容するのである。

先に述べた位相の基本的観点を、さらに深めるために、試みに二つの観点を立てよう。その言語現象がどのような閉鎖的社会を反映しているかという観点と、もう一つ、言語現象がどのような言語主体の意識を反映しているかという観点である。これは、位相研究の分野の二区分ではなく、二つの観点であるからして、具体的に過去・現在に存在する言語・文献に対する検討の視点であり、これら言語の諸種を二つに分類するものではない。さらにこの両者を、より直接的な要因を求めて押し進めるならば、前者に対しては、客観的規制（たとえば性別とか年齢差など）によるものと、主観的作意（たとえば隠語・職業・階層など）によるものとに分けて考えられようし、後者に対しては、社会的制約に従うもの（たとえば日常会話と講演など）と、個人的作意によるもの（たとえば小説・現代詩）とに分けて考えることができよう。譬えば源氏物語を例にとれば、当時の宮廷社会は極めて限られた閉鎖的社会であり、そのうちにあつて女房たちはさらに小さな閉鎖社会に生きたことはすでに明らかなことである。女房の手になり宮廷生活を描いた源氏物語の位相は、この閉鎖的社会を反映するという性格をもつものである。それは決して平安時代の日本語総体ではありえず、江戸時代の女房言葉や廊言葉と同種の限定性を持つと考えるべきものである。また源氏物語は、漢字漢語の世界から遠ざけられた女子の手になるが故に、流麗な仮名文をもって記されたのであり、これは同時に言語主体の意識の反映と見なされる。このように、基本的観点到立つ位相の研究は、さらに細分された各種の観点（相互に関連をもちながら）からの検討を、各語・各個人の言語・各文献に対して加えることであると考えられる。

「伊曾保物語」の位相

以上のような立場に立ちながら、小論では先の項で略述した「伊曾保物語」を採り上げ、国字本と天草本とにおける位相の問題を考えることにしたい。両本は、それぞれ共通の祖本（文語文体の訳本と推定される）をもとに抄出されたものであり、文体においては、国字本は漢字平仮名交りの文語文体であり、天草本はローマ字表記の会話体口語文体であるという特色を持っている。さらに、その内容に関して両本の序に当たる文章から伺えることは、国字本は珍奇な外国咄や動物に仮托した寓話という興味を惹起しつつ、強い教訓性に貫かれているのに対して、天草本の方は日本へ渡来し布教を任務とする宣教師たちに、その教えを広める手段としての教訓性を持ちつつ日常的会話を習得せしめる意図を持っているものと見ることができよう。

まず最初に、両本に共通する性格としての教訓性について検討してみよう。材料として、両本に共通する説話として、国字本の中巻第1話「いそほ子息にいけんの事」と、天草本上巻の「イソボ養子に教訓の条々」とを採り上げる。国字本は18項を漢数字を頭部に付して箇条書にしているが、天草本は「子にむかうて申すは…」と前置きの後、改行もなく続けて記されている。内容をそれぞれ引当ててみるに、国字本箇条書のうち次の三項が天草本には見られないのである。（「」内の部分のみ）

- 一、^{なんぢこのこと} 汝^{きく}此事よく聞べし。^{たにん} 他人に能道^{よきみち}を教るといへ共、^{わが} 我身^{ありさま}もたまたざる^{ゆめまぼろし}こと有。 「それ人間の有様は夢幻のごとし。しかのみならず、わづかなる此身を扶^{このみ}がために。やゝもすれば悪道^{たすけん}にはいり安善人^{あき}には入^あがたし。ことにふれて。我^{わが}みのはかなき^{かへりみるべし}ことを可願。」
- 二、つねに^{てんだう} 天道^{ことごと}をうやまひ。事毎^{てんめい}に。天命^{をそれ}を恐奉^{おそ}べし。 「君^{きみ}に二心^{にしん}なく。忠節^{ちうせつ}を尽^{つくすま}盡に。命^{いのち}を不^し惜^まず。真心^{しんしん}につかへ奉^{たてまつ}るべし。」
- 十八、 「老^{らう}者^{しや}の異見^{いけん}を。かろしむる事^{こと}なかれ。老^{おい}たる者^{もの}は。その事^{こと}わが身^みにほだされてなり。

なんぢも年老。齡かさなるにしたがひて。その事たちまち出来すべし。」

両本共通の項目と内容は、天の道とそれに順応した人倫道徳を説いているが、国字本において附加された上記三項の内容は、仏教的憂世観・儒教的善悪観・封建的主従観・敬老思想といった極めて日本的な道徳観の強いものである。天草本がキリスト教宣教師の日本での布教の手引書という性格からして、キリスト教義と相容れない内容を持ちえないのに対して、当時の日本におけるやや広汎な教養人士を対象とした仮名草子という性格をもつ国字本は、否応なしに日本的道徳観の挿入を必要としたと考えられるのである。著者・読者の属する社会の広狭・教養度の差・社会的階層の違いが、ここに反映したものと見ることができよう。

ついで、両本共通の寓話の比較に入ることにしたい。共通寓話25話のうち、内容・叙述の近似しているもの5話を選び、まず、その文章を次に掲げる。

A 狼と。ひつじとの事

あるかへ ほとり おほかみ ひつじ みづ
或川の辺に。狼と羊と。水をのむこと有けり。
おほかみかみ あり ひつじかへ あり おほかみひつじ かの
狼ハ上に有。羊ハ川すそに有。狼羊をみて彼そ
らにあゆみ近付。羊に申けるハ。汝何故にか我
のむ水を濁けるぞと云。羊答云。我川すそに
て濁とていかで。川上のさへりとならんやと申
ければ。狼又云。汝か父六ヶ月以前に。川上
に来て。水を濁に依て。汝が親のとがを。汝に
かくるぞといへり。羊答云。我胎内にして父
母のとがを知事なし。御免あれと申ければ。狼
いかつて云。それのみにあらず。わが野山の草
を。ほしひまみに損ざす事。きつくわいなりと
申ければ。羊答云。いとけなき身にして草を損
ざすことなしと云。狼申けるハ。汝何故に。悪
口しけるといかりければ。羊重而申けるハ。我
悪口を云にあらず。其理をこそそのべ候へといひ
ければ。おほかみのいはく。詮ずる所。問答を
止て。汝をふくせんと云ける。其ごとく理非を
しらぬ悪人ハ。是非を論して詮なし。只權威
と堪忍とをもってむかふべし

A' 狼と、羊の譬への事

或る川端に狼も、羊も水を飲むに、狼は川上に居、羊の子は川裾に居たところで、かの狼この羊を喰はばやと思ひ、羊の傍に近付いて言ふは、そちはなぜに水を濁らいて我が口をば汚いたぞと怒ったれば、羊の言ふは、我は水裾に居たれば、なぜに川の上をば濁さうぞと、重ねて狼の言ふは、おのれが母六箇月前にも水を濁らしたれば、争でかその罪を汝は遁れうぞ？羊の言ふは、その時は未生以前の事なれば、更にその罪我に当らぬ、又狼より言ふは、汝又身が野山の草を喰うた、これ又重犯なれば、なぜに遁さうぞ？羊答へて言ふは、我はまだ歳にも足らぬ若輩でござれば、草を食むこともまだござないと、重ねて狼汝はなぜに雑言するぞと大きに怒ったれば、羊の言ふは、我は更に悪口を申さぬ、ただ科の無い謂れを申すばかりぢやと、その時狼所詮問答は無益ぢや、何であらうともままよ、是非におのれをば我が夕食にせうずると言うた。これを何ぞといふに、道理を育てぬ悪人に対しては善人の道理と、その謙りも役に立たず、ただ権柄ばかりを用ようずる儀ぢや。

B 京と。田舎のねずみの事

或時都のねずみ。かた田舎にくだり侍りける。
あなかの鼠共是を師伝こと限なし。是に依てあなかの鼠を召くして。上洛す。しかも其住所ハ都の。うとき者の蔵にてなん有ける。故に食物たつてともしき事なし。都の鼠申けるハ。上方にへかくなんいみしき事のみおはずれば。いやしきるなかに住給ひて。何にかハし給ふべきなど語なぐさむ処に。家主蔵に用の事有て俄に戸を開く。京の鼠は本より案内者なれハ穴にげ入ぬ。田舎の鼠ハ。無案内なれば。あへてさへげども。かくれ所もなくからうして。命斗たす。扶かりける。其後田舎の鼠参会して此よし語やう。御辺ハ都にいみしき事のみ有との給へ共。ただ今のきづかひ。一夜はくはつと云伝るごとく也。田舎にてハ事たらハぬ事も侍れ共。かゝるきづかひなしとなん申ける。其ごとくいやしきものハ。かみつたの人に友なふ事なけれ。

もし若しみて是を友なふ時は。いたつがハしき事のみにあらず。たちまちわざひひ出来へし。貧をたのしむ者ハ万事還てまんぞくすると見えたり。かるがゆへにことわざにいほく。ひんらくとこそいひはんべりき

B' 鼠の事

京の鼠田舎へ赴いたが、その所の鼠の許で、都の鼠をもてなすことが限りが無かった。さて京の鼠その恩を報ぜうずるとて、同道して都へ上った。京の鼠の家は所司代の館で、しかも倉の中なれば、七珍萬寶、その外良い酒、良い肴何でも有れかし乏しいことは一つも無うて、酒宴の半に及うだ時、倉の役者戸を開いて来れば、京の鼠は元から住み馴れたる所ぢやによって、我が栖をよう知って、輒う隠れたれども、田舎の鼠は案内は知らず、ここかしこを逃げ廻ったが、とある物の陰に隠れて辛い命を生きてその難を遁れた。さてその役者出て行けば、又鼠ども参会して、田舎の鼠に言ふやうは、少しも驚かせらるるな、在京の徳といふは、このやうな珍物、美物を食うて、常に楽しむぞ、恣に何をもかをもお参りあれと言へば、田舎の鼠が言ふは、面々はこの倉の案内をようお知りあったれば、さもあらうず、我らはこの楽しみも更に望みが無い、それをなぜにといふに、この館の人々各を憎むによって、萬のわな、鼠捕りをこしらへて置き、剩さへ数十疋の猫を養へば、十に八つ、九つほどは滅亡に近い、我らは田舎の者なれば、自然も人に行き逢へば、藁芥の中に逃げ入って隠るるにも心安いと言うて、速かに暇乞ひして馳せ下った。（「下心」は省く）

C かハづが主君のをぞむ事

あてえるすと云所に。彼主君なくて何事も心に任なん有ける。其所の人余にほこりけるに主人を定はやなど。きてうしてすでに。主人をぞ定ける。故にいささかのひがことあれば。其人罪科に行。是に依て里の人に主君を定けるを。悔悲め共かひなし。其比いそほ其所に至りぬ。所の人々此ことを語るに。其善悪をばいはずたとへを述て云。昔或川にあまたの蛙集居て。我

主人を定ばやときてうし侍りき。尤しかるべしとて各天にあふぎ我主人をあたへ給へとて祈誓す。天道是を憐で。柱を一つ給ハリけり。其柱の川に落入音。底にひびきておびたし。此こゑにおそれて蛙共。水中にしづみかくる。しづまって後。をでいの中より眼を見上。何事もなきぞ罷出よ。とて。各なきさととびあがりぬ。扱此柱をいねうして。我主人とぞもてなしける。無心の柱なれば終にあざげつて。各此上に飛あがり又天道にあふぎける。主人ハ心なき木也同ハ。心あらん物をたべかかしと訴けれバにくい。しやつばらが物このみかなとて此度は。とびを主人とあたへ給ふ。主人に依て蛙彼柱の上に入る時ハとび。是を以て餌食とす。其時蛙千度後悔すれ共かひなし。其ことく人ハた。我身にあたへぬ事をねがふ事なけれ。始より人に順もの。今更独身とならんもよしなき事也。又自由に有ける人の主人を頼もひがこと也。只夫々に当ことを可勤事専也

C' イソボ アテナスの人々に述べたる譬への事

アテナスの在所初めは主人も無うて、地下の宿老の評定をもつて治めたに、何とか談合が破れつらう、主人を定めて人の下人となり、少しの過りをも赦さず、成敗せられて後悔する折節、イソボに對うてその思ひを述ぶるところに、譬へを述べて言ふは、或る川の辺に蛙ども思ふやうは、我らに主人が無いによって、さまざまの者どもに或いは喰はれ、或いは慢らること口を惜しいことぢやと言うて、天に祈つて言ふは、争でか我らにばかり主人を下されぬぞ？仰ぎ願はくは主人を下されよかしと、申せば、天これを憐ませられて柱を一本下されるれば、蛙ども事ともせいで、結句その上に上り、舟車などのやうに乗り物にして、重ねて蛙ども天に奏聞申すは、以前の主人は無心の枯木でござれば、しかるべし主人を与へ下されいと申すによって、さらばとあって、後には鶴を主人として与へ下された。それよりして鶴は件の柱に坐して方に来る蛙どもを一つも残さず喰ふによって、蛙の進

退難儀に窮まり、又天に申すは、我らが一類を悉く滅亡に及ぼすを憐ませられいと頼み奉れば、その時天から仰せらるるは、汝は我が定めを背いて、自己を専らとしたことなれば、今更改易することはなるまじいと天勅ぢやによって、今日に至って蛙どもこの憂ひに堪へず、主君にてまします鶴お宿に帰らせらるれば、その後夜夜天へ甲斐ない恨みを為いて叫ぶ。
 (「下心」は省く)

D とびとはととの事

或時鳩と。とびとならび居ける処に。とひ此鳩をあなどつてややもすれば餌食とせんとす。其鳩せんぎ評定して。鷲の本に行て申けるハ。とびと云下せんぶとう仁有。ややもすれば。我等にこ目見せ願也。今より以後其ふるまひをなさぬ様に。はからひ給ハ。主君とあふぎ奉らんと云ければ。鷲安請がつて鳩を一度に。召寄かたはしにねぢ殺す。其残る鳩申けるハ。是人のしわざにあらず。我と我身をあやまつ也。鷲のはからひ給ふ処道理至極也と。なんいひける。其ごとく未我身に始よりなき事をあたらしく仕出すハ。還て其悔有物也。事の後千度悔よりハ。事の先に一度も案ぜんにハしかじとぞ見えける。聊の歎きを忍びかねて。還て大難を請る物多し故に業に云少難凌。去バ還て大報をみだる共みえたり。

D' 鷲と、鳩の事

鳩どもが群り居るところに鷲が来て掴み殺さうとの風情ぢやによつて、この儀を口惜しう思ひ、鷹の方へ行つて言ふは、今日より御辺を主人と敬はうずる。かの鷲といふは賤しい無道人が我らを慢り卑しむれば、頼み奉ると言ふによつて、鷹はこのこと幸ひぢやと喜び、鳩に對うて言ふは、いと易い儀ぢや、急ぎ我が方へおりやれと言うて、一つも残さず掴み殺いた。その時或る鳩進み出で申したは、初め鷲から受けた恥辱は物の数でも無い、このお計らひは悉皆滅亡の基なれども、自業自滅の業なれば、今更人をも、世をも恨むることは無いと言うて死んだとみえた。(「下心」は省く)

E おほかみときつねとの事

或河の辺に狐。魚を喰ける折節。狼上に臨て歩来り狐に申様。其魚少あたへよ。ゑじきになしてんと云ければ。狐申けるハ。あな恐多。我わけを奉るへきや。籠を一つ持来らせ給へ。魚を取て参らせんと云。狼姿かしことかけ廻て。かごを取て来りける。狐教けるやうハ此かごを尾に付て。川の真中をおよがせ給へ。跡より魚を追れんと云。狼かごをくり付て。川を下りにおよぎける。狐跡より石を取入れれば。次第に重て一足もひかれず。狐に申けるハ。魚の入たるか殊外重成て一足もひかれずと云。狐申けるハ。さん候殊外に魚の入て見え候程に。我力にてハ引上がたく候へば。けだものを履てこそ参らめとて。くがにあがりぬ。狐あたりの人々に申侍るは。彼あたりの羊をくらひたる狼こそ。只今川中にて魚をぬすみ候と申ければ。我先にとはしり出。散々に打擲しける。そばよりそこつ者出で。刀をぬいて是を切に何とかしたりけん。尾を切て其身ハ山へぞにげ入ける。おりしもしし王。違例の事有けれハ。御気色大事に見えさせ給ふ。我此程諸国を廻て承及候ひぬ。狐の生皮を御はだへに付させ給ハバ。やがて御平諭有べしと申。狐此事を伝聞て。にくい狼が訴訟かなと思ひながら。召に応じてしし王の御前のいつはりごとに。をのれが身をとろにまるびて出来たり。しし王此由を見るよりも。近ふ参れ申べき子細有。近き程。汝を一の人共。定むべきなどめでたふ申ければ。狐察して答けるハ。余あはてさハひで参けるとて。まろび候程に。以外に装束のけがらハしく候。還て御違例のさハり共成なんやと云て重て申けるハ。我此程人に習候。か様の御違例にハ尾のなき狼の。四つ足と。つらの皮を残し。生皮をはぎてめさせ給ハバ。輒平諭すと伝て候。但尾のなき狼ハ有べうも候ハずと申ければ。しし王是こそ爰にあれと。彼狼を待所に。何心なく参候ひぬ。しし王引よせていひしことくに皮をはいで、命バかりを助けけり。其後山のそハに。件の狐詠居ける折節。狼もそこを通る。狐申けるハ。是を

とを
通らせ給ふハ誰にて渡らせ給ふぞ。か程あつき
えんてん づきん
炎天に。頭巾をかづき。たびをはき。ゆがけを
さいて見え給ふハ。若ひが目にてもや候らん。
たい
五体をみればあかはだかにて。あぶ。蜂。蠅。
あり
蟻。なんど云物。すき間なく取つきたり。但き
あり
る物のかたにてばし侍るか。能々見候へば。い
よ
つぞやしし王に。よしなき訴訟し給ふ。狼なり
せう
とてあざけりける。其ごとくみだりに人をざん
われ
そうすれば。人また我をざんそうする。春來時
ふゆ
ハ。冬またかくれぬ。夏すぎぬれば。秋かぜ立
なつ
ぬ。ひとり何ものか世にはこるべきや

E' 狼と狐の事

或る狐川端に居て魚を食するところに、狼上
に臨うでそこへ来て言ふは、我にその魚を食は
せいで、狐答へて言ふは、某の食ひ残いたをば何
として参らせうぞ？籠を一つ下されば、お望み
の儘に魚を捕る調儀を教へ申さうと云ふ、
狼それは何より易いことぢやとて、近い郷より
籠を取って来た。狐かの籠を狼の尾先に括り付
けてこれをこの川の中で先へ引かせられい、我
ら後より魚を追ひ入れうと云へば、狼げに
もと喜うで水の中に飛び入って泳ぎ行く、狐後
から石をひたもの取り入るるによって、次第に
重うなつて一足も引かれぬによって、後を見返
り魚が多う入ったやら、早先へ行くことが叶は
ぬが何と問うた、狐真に過分に魚が入ってご
ざるによって、我らが力では引き上げ難い、さ
らば誰ぞ合力に履はうとて、近い郷に行いて、
この方の羊を喰ふ狼只今水に溺れて死なうとす
るぞ、人々来て殺せと聞れば、我先にと走り行
いて、川の中な狼を散々に打擲するに、或る人
刀を抜いて斬らうとしたが、斬り外いて尾をう
ち切つたれば、辛い命ばかり生きて山へ入った。
又その時分獣の王である獅子病ひして大事に極
るによって、いづれも獣ども踵を継いで、その
山に祇候する。その中に狼の出で言ふは、我こ
の程名医に伝へ申したことが有る、この御煩ひ
の病床には唐物も、和薬も用ゆるに足らぬ。た
だ狐の生き皮を剥いで、まだその暖まりの冷め
ぬ中に皮肉を包み、暖めさせられれば、御平癒有

らうずると。しかるをその辺に狐の穴が有つて
密かに聞いて、武略をせうとて全体を泥の中に
投げて、見苦しう汚れて、獅子王の前に長った。
獅子狐を招き、近う来い、言はうずることが有
る、今日よりわれを我が妻と定めうと言うたれ
ば、狐答へて言ふは、仰せは天山忝いといへど
も、御覽ぜらるる如く、余りに泥に汚れて御座
をも不浄に為し奉らば、愈お煩ひの元ともなら
うず、しからば罷り帰て身をも浄めて参らう
ずると言ひ終つてから、我頃これらのお煩ひに
妙薬が有ることを習うてござる、ただし有るま
じいことなれば、良薬と申しても益無いことか、
千萬に一つも有るにおいては、狼の尾の切れた
を取つて生き皮を剥いで、まだ暖まりの冷めぬ
中に皮肉を包ませられれば、最も奇妙不思議な薬
ぢやと言うたところで、その傍に件の狼が居た
を、忽ち擲うで引き寄せ、面と、手足の皮ばかり
を残いて丸剥ぎに剥いで、獅子の全体を包み、
狼をばその儘さし放いた。折節夏の比なれば、
蟻、蠅が群つてせせるほどに、狼の悲しみはた
だ一つでも無かつた。さて件の狐或る岡に休ん
で居るところに、かの狼哀れといふも愚な体で
過ぎ行くを見て、狐が呼び掛けて言ふは、只今
かほどの炎天に頭巾をかづき、単皮をはき、決
拾をさいてここを過ぐるは誰ぞと散々に嘲り、
いかに狼よう聞け、人の上を訴ゆる者は、血を
含んで人に嘔き掛くると同じ事ぢや、嘔き掛け
うとするよりも、先づその口を汚すといふこと
が有る、忠言をこそえ言はずとも、せめて讒言
を吐くなと言つたと申す。

(「下心」は省く)

上記ABCDEは国字本、A' B' C' D' E'
は天草本の文章である。それぞれ共通する寓話
間における同義(或は類義)表現の対比をあげ
て、その性質の違いを検討してゆくこととする。

< A—A' >

- | | |
|-----------|------------|
| 1 汝 | そち・おのれ |
| 2 何故に・いかで | なぜに |
| 3 胎内にして | 未生以前のことなれば |
| 4 損ざす | はむ・喰うた |

5	いとけなき身 <small>み</small>	まだ年にも足らぬ若輩	7	天道	天
6	悪口 <small>あくこう</small> す	雑言する	8	給はる	下さる
7	其理 <small>ことばり</small> を	科のない謂れを	9	あざげって	事ともせいで
8	詮 <small>せん</small> ずる所 <small>ところ</small>	所詮	10	あふぎける	奏聞申す
9	ふく(服)せん	夕食にせうずる	11	心なき木	無心の枯木
10	理非	道理	12	心あらん物	しかるべい主人
11	云 <small>いはく</small> ……と(云)	言ふは……と	13	たべかし	与へ下されい
			14	訴ふ(祈る)	申す

6・10項は両者間に当時の用法として差違は認めがたい、3・7・8項については多少の違いは存したかと思われるが確かめがたい。11項については後に述べる。ここでは、1・2・4・5・9項において、国字本(A)が極めて文語調(漢文脈的)が強いのに対して、天草本(A')では、当時の狂言台本などに見られる口語会話調が著しいことが分る。

< B—B' >

1	田舎 <small>ゐなか</small> にくだる	田舎へ赴く
2	師伝 <small>いつづかしく</small>	もてなす
3	召具 <small>めしぐ</small> し	同道し
4	上洛 <small>しやうらく</small> す	都へ上った
5	住所	家
6	うとき者 <small>もの</small> (有徳者) <small>うとくしや</small> 注20	所司代 <small>たち</small> の館
7	無案内 <small>ぶあんない</small> なれば	案内は知らず
8	御辺 <small>ごへん</small>	面々

以上のうち、8項については特に当時の用法の中で差は認めがたい。1・7項も、やや違いがあるかとも思われるが明らかではないようである。6項については、語としては全くの別語であるが、当時の社会にあって、具体的存在として同一のものを意味することは必然性のあることと考えられる。2・3・4・5項については、両本での差異は文語調と会話調にあると見てよいであろう。

< C—C' >

1	主君	主人
2	いささかのひが事	少しの過り
3	罪科 <small>ざいくわ</small> に行 <small>をこなふ</small>	成敗する
4	悔悲 <small>くいかなし</small> む	後悔する
5	あたふ	下さる
6	祈誓す	祈って言ふ

11・14項は差違を認めがたい。7・10項は語自体の意味に違いは存するが、当所の用例として意味するところは同じであり、10項においてやや国字本の方に古典的な匂いを強く意識したのではないかと思われる。1項は国字本の方に日本的な主従関係を意識した点が見られる。2・3・4・5・6・8・12・13の各項は、やはり文語調と口語調の差違が認められよう。残る9項は、「あざける」と「事ともせぬ」という対比を示し、必ずしも同義的用法とも見られないかも知れないが、文脈の意味からすればほぼ等質の内容を表現していると考えられる。用法の上では両者ともに文語調・口語調の差違は認めがたく、どちらかと言えば、「あざける」の方が口語的な一般性において強いのではないかと考えられる。

< D—D' >

1	鶯 <small>もと</small> の本に行	鶯 <small>かた</small> の方へ行
2	申す	言ふ
3	下せん	賤しい
4	こ目見せ顔	あなどり卑しむ
5	主君	主人
6	あふぎ奉る	敬はうずる
7	安請 <small>やすくうけ</small> がふ	幸ひぢやと喜び
8	かたはしに	一つも残さず
9	ねぢ殺す	つかみ殺いた
10	我と我身をあやまつ	自業自得 <small>わざ</small> の業

1・9項について差を認めるのは困難であろう。5項は前述の如く、国字本に日本的な主従関係の意識が強い。7項は語として対比検討することは無理かと考えられるが、文脈の上からはやはり相当する表現と見ざるをえない。国字本

の方に文語調が強いのは見るとおりである。10項は、これも慣用句として対比したが、当時の用法として天草本の表現の方が、一般化していたかと思われる。2・3・4・6・8の各項は文語調と口語調という差違と見ることができよう。

< E—E' >

1	折節 ^{をりふし}	ところに
2	申す	言ふ
3	あたへよ	くはせよ
4	我わけ ^{わが}	某の食ひ残いたを
5	奉る	参らす
6	持来らせ給へ ^{もちきた}	下され
7	さん候 ^{ことのはか}	まことに
8	殊外に	過分に
9	入て見え候程に	入ってござるによって
10	申す	ののしる
11	おりしも	その時分
12	違例 ^{いれい} の事	やまひ
13	御気色大事に見え ^{まじよく}	大事にきはまる
14	子細	こと
15	近き程	今日より
16	汝	われ
17	一の人	わが妻
18	御違例 ^{いれい} のさはり	おわづらひの元
19	云て重て申す ^{いひかさね}	いひ終ってから
20	詠居ける ^{ながめる}	休んで居る

以上のうち、5項は両者に差違を認めがたいようである。9項については「候ふ」の用法の面で問題があり、後に述べる。13項は表現内容の共通性は認めざるを得ないが、語としての対比検討は困難である。10・15項は意味上の差違と見られる。8項はやや国字本に文語調を感じると共に、天草本に当時の口語らしさを覚える程度と言えよう。1・2・3・4・6・7・11・12・14・16・17・18・19・20の各項は、いずれも、文語調対口語調という対比関係と見ることができよう。

以上、共通25話のうち、もっとも説話内容・文章脈絡の近似する5話を選び、両者の対比に

おいて、相互に相応する語句を摘出し、63項を検討した。ついで、なお残る20話については、文脈近似の部分における相対的關係にある部分の中から、めぼしいもののみを次に掲げ、あわせて検討を加えたい。

< X—X' > () 内は国字本説話番号

1	奉行	検断	(中・12)
2	誠にて侍る	必定ぢや	(12)
3	あたふ	やった	(12)
4	くはゆる	含んだ	(13)
5	我力威勢	我勢	(14)
6	えさせよ	くれない	(14)
7	難義 ^{をよ} に及ぶ	迷惑ここに窮って	(16)
8	いかん共せん事をしらず	叶はなんだれば	(20)
9	けんもんかうけの人	威勢位に盛んなる者	(20)
10	ことたり給はぬ	不足	(21)
11	御こゑ	音声 ^{おんじやう}	(21)
12	いたはる	愛す	(22)
13	甚(はなはだ)	大きに	(22)
14	いかりをなして	腹を立てて	(22)
15	臥まどろむ	寝入る	(23)
16	目さめ驚き	おびえて目を覚し	(23)
17	是程の者	物の数でもない鼠	(23)
18	はせ参り	走り来て	(23)
19	御辺達	各	(24)
20	向後	今より	(24)
21	くみする	一味を致す	(24)
22	巢をくふ	巢をかけ	(24)
23	あなどる	卑しむ	(27)
24	おもふままにいましめて	散々に打擲して	(27)
25	百官けいしやう	上一人より下万民	(28)
26	いただき	頂上	(28)
27	人に嫌はるる物	尾籠なもの	(28)
28	見苦敷	あさましい	(28)
29	つたなき物なり	物の数ではない	(28)
30	くみせ	くひ	(30)
31	もたげければ	上ぐれば	(30)

- 32 能かいぐ 一段結構な鞍 (32)
 33 土民 地下 (33)
 34 こしらへかゆる 手をかへて降参する(33)
 35 くわぼく 和与の調へ (33)
 36 かうまんの思ひ 自慢 (34)
 37 便なく細して もの弱げに (34)
 38 うとましげ 頼もしげない (34)
 39 言語道断きつくわいの次第なり
 近来狼籍千萬ぢや (36)
 40 したがふ 奉公する (36)
 41 めいわくして 弱り果てて (36)
 42 心やすく 安堵して (38)
 43 目づかひにて 眼をもって (38)
 44 御辺 御身 (38)
 45 餌食 五穀 (下・1)
 46 恩を送る 恩賞を報ず (8)
 47 しつかと したたかに (8)
 48 かつに望て 大きに渴して (14)
 49 いげた いがわ (14)
 50 よしなし せう様もない (14)
 51 笑て はねびちたいて (14)

以上51項の中で、1・11・23・26・35・44の各項は、両者の間に明確な差違は認めがたいようである。もっとも11項は天草本の方に漢語的国字本に和語的な匂いが見られるが、日常語という点から見て判然とした違いは定めがたい。また、10・12・17・19・21・24・27・28・33・39・40・42・45・46・47・49の各項において、10・12・24・27・40・42・46の各項が天草本の方に漢語調が強く、これらは12・24・40・42を除いては一般的に口語文体に多いとは認めにくいようである。19・33・39・45の各項は、両者間に明瞭な差違は認めがたいけれども、どちらかといえば、同じく漢語調ではあるが、国字本の方に教養度の高い堅さが見られるようである。17・28・47・49の各項については、49項を除いて、語の違い(表現内容の差に応じた)とも見られるが、文脈から見れば同義に近いと考えるべきであろう。残る2・3・4・5・6・7・8・9・13・14・15・16・18・20・22・29

・30・31・32・34・36・37・38・41・43・48・50・51の各項は、国字本の方に文語調、天草本の方に口語調といった性質が見られると判断できるのではなからうか。

以上、共通寓話25話について、文脈表現の近似するもの5(A—A'・B—B'・C—C'・D—D'・E—E')話と、その他20話に区分しながら、語句の対比を見てきたのであるが、それらを要約すると、(総語句数は114項)

- イ ほとんど差違を認めがたいもの 17
 ロ 若干の差はあるが断じがたいもの 31
 ハ 明らかに差違を認められるもの 66

この差違の比較的明らかに認められると考えられる語句の対比にあって、その差違の質として考えられるものは、文語調と口語調との差がもっとも顕著である。これは、それらの語句が口語文脈のつよい文献に比較的早く用例として表われるか、或は当時の文献には一般的には用いられていないが、後世の口語文脈文献に見られるものと語形・語義が等しいものといった基準で、その要素を充たすものを口語調の性格がつよいと判断した。一方、文語調のつよいものという判断には、漢文調のものと和文調のものとが見られるが、中古以来の文献や擬古文の中に多く用いられるものを是に当てた。いずれも一語一語綿密な用例用語の検討を要するわけであるが、古辞書・索引のほか現代の辞書のみによる簡単な結果であるために、粗雑さは免れないが、大体の性格は外れないのではなからうか。両本の祖本と考えられる文語訳本の実態はロドリゲス日本大文典所収の用例から若干の様相が推測される外、不明であるが、この祖本から国字本文語文体と天草本口語文体の両本が生まれたと考えるならば、その両書に示される語句の対応が総体として文語調と口語調の対比をなすことは当然のことであろう。しかしながら、我国の文献における口語文体のそれは決して多くはなく、また一般には語法面におけるその対比に比して語彙の分野において、その対比は明らかではない。この伊曾保物語のように同一祖本

が想定され、内容を一にしながら、一は文語文体、他は口語文体が意識的に追究されるという文献は、さほど多くはない。上に示した僅かの例ではあるが、同一表現内容を前提とすることが出来、その上に言語主体の意識として、文語体と口語体とが考えられた文献において、その対比関係に立ちうる語彙は貴重であると見うるのである。

語法分野とも関連するが、先に〈A—A'〉で挙げた「いはく」と〈E—E'〉でふれた「候ふ」について述べよう。国字本・天草本ともに、会話を引用する際、「いはく・申すは・言ふは」と前置し、「と・と言ふ・と申す」などを後置するのが一般である。これは我国の文章表現上、時代的な変移と漢文のか和文のかという性格（ともに位相の問題であるが）を反映するものである。^{註21}この表現様式にあって「いはく……と言ふ」の型は、国字本に約百例の多きを数え、天草本には一例もない。この型はもっとも堅い漢文調の表現形式である。また「候ふ」は、天草本には一例もなく、国字本では会話内部の文末に限って（これに準ずる述部的性格の部分をも含む）使用されている。この語の史的变化について、日常語として使用された時期は鎌倉期と考えられ、これを受けて、鎌倉末から室町期にかけては、口語的要素を若干もつ文献の中に、会話と考えられる個所に使用されている。国字本に見られる用法は、この一般的規範性（会話部分は候文体で書く）によつたものと考えられる。

因みに、国字本・天草本の語彙総体の比較を付け加えておきたい。（ただし紙数の制約もありA行のみにとどめる。）^{註22}

総語数	国字本	3121	天草本	2518
異なり語数	国字本	461	天草本	487
独自語数	国字本	186	天草本	212
（共有語数	国字本	275	天草本	275）

総語数に比して異なり語数の多い天草本は、同書内部にあって、類義語を多用して表現に変化多様性を与えていると言えよう。^{註23}それは日常

会話の練習用テキストを意図して作られた天草本の位相とも強く関係づけられるのではなからうか。一方、総語数に比して異なり語数の少ない国字本は、同一語の頻繁な使用を意味しており定まった場所には定まった表現を使うという規範性の強さを物語るものではなからうか。アの部に限って、両書の異なり語をあげてみよう。

〈国字本〉 あいさつ あかはだか あきかぜ
あきれはつ あく（飽・明） 悪心 悪道
悪念 あくまで あげく あざわらふ あしお
と あす あたはず あたふ あたら あちは
ひ あつし あてをこなふ あな（感動） あ
なた（彼方） あなづら あはて あはや あ
ひあつまる あぶなさ あぶ あをのく あへ
て あま あまくだる あや あやし あやめ
もしらぬ あらがひ あらゆる ありがたし
ありく ありのまま あるかなきか あんない
しや あんのごとく

〈天草本〉 あう あかむる あきなひ あき
らむる 悪逆 悪名 朝 朝腹 あざむく 足
あと あした 足許 汗 暖まり あたひ 当
りざま あつかひ あてがふ あとしき あひ
争ふ 相たくむ 相尋ぬる 相違ふ 相残る
相煩ふ 仰ぎ願はくは 仰ぎ用ゆる 押領 甘
い 天草 あまねく あまる 網 あめやま
あよむ 改むる あらぬ 洗ひ清むる 荒武者
ありありと ありなし 蟻虫 ありやふ 案
じ煩ふ 安堵

このように列挙した所で、国字本と天草本との語の性質の差を見出そうとしても、所詮それは無理であろう。語が、それ自体として文脈を離れ、文献から抽出された段階で性格を見ることは不可能に近い。全体的な調子が文語調・口語調といっても、多くの場合、それは助詞・助動詞によるものであり、さらには用言の活用によることが多い。これらの手がかりを持たぬ語独自の姿では、その語の位相はとらえようのないのが実際である。音韻・語法の確かな証拠を手がかりに文献総体の位相を定める方法と同じように、これまで述べてきたような語句対比に

見る位相を根底に、文献自体の位相をふまえてその文献に取められる語彙を総体として位相的にとらえることは暴論に過ぎるであろうか。

おわりに

国語学の研究分野としての位相研究が、あまりにも片寄った位置づけを与えられている点にかんがみ、もう一度、この問題を考えなおして見る為に、小論では特殊なケースではあるが、教訓を内包した会話テキストとしての天草本と教訓に貫かれた仮名草子としての国字本が、同一祖本から作成されたとする仮説に基き、その作成意図（言語主体の意識）の反映を追究してみたのである。調査考究が不十分であり未熟である点は今後の研究によって補ってゆきたいと考える。

- 注1 朝日古典全書「吉利支丹文学集下」の解説に、柘源一氏が「他の説話との交渉・寓話の起源・イソボ物語の成立・寓話の文学的評価・寓話の道徳的価値」について詳説している。
- 注2 和装絵入半紙本六冊。収録寓話数237話。地の文は文語体、会話は口語体。先に「英文伊蘇普物語」二冊を出している。
- 注3 洋綴A 5版一冊。鐘美堂発行。収録寓話数160話。全文口語体、発音式仮名遣を採用。「ばんちやたんら」9話を附録。
- 注4 近世前期の古活字本については「古活字版の研究」（川瀬一馬）を始め、幾多の研究が進んでいる。しかし最近でも、一二の古活字本が世に出ることもあり、予断を許さない。
- 注5 極めて短期間に数種から十数種の古活字本が出版されていることから、一つの版で刷られた部数は少数であったと考えられる。
- 注6 背文字は「天草本伊曾保物語」となっており、扉の内題では「文禄舊訳」が小字で二行に頭書されている。
- 注7 新村出「天草本伊曾保物語」・柘源一「吉利支丹文学集下」・森田武「古典文学大系・仮名草子集」の解説など。
- 注8 三省堂刊、土井忠生訳「ロドリゲス日本大文典」による。

- 注9 森田氏と柘氏とは、用例数や検討結果を異にする。小論では森田氏の説に従う。
- 注10 新村出の岩波講座「日本歴史」所収「南蛮文学抄」・土井忠生の「吉利支丹文献考」及び注7の諸書など。
- 注11 原典が渡来したのは、ザビエル来日1549以後である。文語広本訳本が作られたのはコレジオ・セミナリオ設置の1580頃であろう。天草本は1593に出版されており、ロドリゲス日本大文典は1604～8の成立と推定されている。すると、文語文体祖本はほぼ此時期に作られたと見られ、寛永版古活字本が1639出版だから、他の無刊記古活字（第一種～七種）は、この17世紀初頭の約40年間に出版されたと推定される。
- 注12 この切目には脱文があると考えられる。内容は「この物語を板に刻むこと喻へば樹木を愛するに異ならず」に近いであろう。
- 注13 章段として独立していない。表題も示してはいない。
- 注14 国語科学講座「国語位相論」
- 注15 著作集一「国語学概論」言語と社会。183P
- 注16 「国語学原論」言語の社会性 139P
- 注17 「国語学要説」語彙の章の一節として位相語を設ける。
- 注18 「国語概説」語彙の章とは別に位相の章を設けたが、内容は文章論である。
- 注19 万治本は18項。古活字本は20項で、後述の一・二項の「」内が別項となっている。
- 注20 ()は古活字本による。有徳ウトクを形容詞型に活用させ、連体の形ウトキを作り出したと考えられる。類推によるものであるが、他に用例を見ない。
- 注21 教育学部紀要17号「会話文体の変移（一）」及び同20号「同（二）」の拙稿。
- 注22 国字本の自立語索引は、50年度演習に参加した研究室学生（今井和美・小島嘉井・清水真理・志村敦子・徳田一美・村中今日子・山口伸）の手に成ったものを使用した。
- 注23 古典大系「仮名草子集」の解説における森田武氏の説による。